

# 官報

号外 平成四年五月二十六日

## ○第百二十三回 衆議院會議録 第二十七号

平成四年五月二十六日(火曜日)

議事日程 第二十二号

平成四年五月二十六日

午後一時開議

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

第三 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出)

第五 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

日程第三 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成四年五月二十六日 衆議院會議録第二十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

午後一時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員長川崎寛治君。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 たいま議題となりました両案件につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本案は、障害者の雇用に關する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、総合的な障害者雇用対策を推進するとともに、障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化等を図らうとするもので、その主な内容は、

第一に、労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に關する施策の基本となるべき障害者雇用対策基本方針を策定するものとするものと、

第二に、身体障害者雇用納付金制度における助成金の支給業務を拡充し、身体障害者の雇用の継続を図ることを目的とする助成金支給の業務を加えるものとするものと、

第三に、重度身体障害者については、短時間雇用の形態によるものであつても、雇用率制度等の適用対象とするものとするものと、

第四に、雇用率制度等の適用に当たり、雇用されている重度精神薄弱者は、重度身体障害者と同様に取り扱うものとするものと、

第五に、適応訓練の対象となる種類の精神障害者についても、納付金制度に基づく助成金の支給業務の対象とするものとするものと、

等であり、

本案は、去る四月十七日参議院より送付され、同日付託となり、五月二十日近藤労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件につきまして御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五カ所を設置する必要があるため、その設置に關して國會の承認を求めようとするものであります。

本件は、去る三月二十四日に付託となり、五月二十日近藤労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日の委員会において質疑を終了

し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第二につき採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認するに決しました。  
次に、日程第三、刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)の法律案(内閣提出)の法律案(櫻内義雄君) 日程第三、刑事補償法の一部を改正する法律案、日程第四、少年の保護事件に係る補償に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長長浜田卓二郎君。  
刑事補償法の一部を改正する法律案及び同報告書  
少年の保護事件に係る補償に関する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔浜田卓二郎君登壇〕  
○浜田卓二郎君 たいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
まず、刑事補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その内容は、  
第一に、無罪等の裁判を受けた者が、未決の拘留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の自由の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を九千四百円から一万二千五百円に引き上げること、  
第二に、死刑の執行を受けた者が、再審等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことよって生じた財産上の損失額が証明された場合にその損失額に加算する補償金の最高額を、いずれも二千五百万円から三千万円に引き上げること  
であります。  
次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案について申し上げます。  
本案は、少年が罪を犯した疑いがあること等を理由としてその身体の自由を拘束され、家庭裁判所における少年の保護事件に関する手続により非行が認められないとして不処分等の決定を受けた場合において、身体の自由の拘束等が少年にとつて理由のない不利益を与えたこととなることと否定し、不利を受ける少年に対し補償を行う制度を設けようとするもので、その主な内容は、  
第一に、非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決定または保護処分取り消し決定等を受けた少年等が、当該非行に関して身体自由の拘束または没取を受けた場合に、補償をすること、  
第二に、本人が審判を誤らせる目的で虚偽の自

白をしたこと等により身体の自由の拘束が行われた場合等には、補償の全部または一部をしないことができること、  
第三に、身体の自由の拘束による補償については、一定の金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付することとし、没取による補償については、没取した物の返付等を行うこと、  
第四に、補償に関する決定及び補償の払い渡しは、審判不開始決定等をした家庭裁判所が行うこと、  
第五に、補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合においても、本人の配偶者、子、父母等で本人と生計を同じくしていたもの等に補償をすることができること  
等であり、  
委員会においては、両案を一括して議題とし、五月十二日田原法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る二十二日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。  
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第五、地域伝統芸能等を活用した行事の振興に関する法律案(内閣提出)の法律案(櫻内義雄君) 日程第五、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第六、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)の法律案(櫻内義雄君) 日程第六、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第七、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)の法律案(櫻内義雄君) 日程第七、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
次に、日程第八、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)の法律案(櫻内義雄君) 日程第八、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(内閣提出)

工業の振興に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長久間章生君。

○久間章生君 たいま議題となりました地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
〔本号末尾に掲載〕

○久間章生君 たいま議題となりました地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
〔本号末尾に掲載〕

○久間章生君 たいま議題となりました地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
〔本号末尾に掲載〕

○久間章生君 たいま議題となりました地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十五分散会

出席國務大臣

- 法務大臣 田原 隆君
運輸大臣 奥田 敬和君
労働大臣 近藤 鉄雄君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る二十二日、内閣から、次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく平成三年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく平成四年度において講じようとする中小企業施策についての文書

一、去る二十二日、内閣から、次の報告書を受領した。
第百二十一回国会衆議院において採択された請願の処理経過

第百二十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(通知書受領)
一、昨二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
中小企業流通業務効率化促進法
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

(政府委員承継)
一、昨二十五日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣に申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長 鈴木 勝也
(政府委員任命)
一、昨二十五日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十五日議長において承認した鈴木勝也を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十五日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日
外務省情報調査局長事務代 七尾 清彦 (解職) 平四・三三

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠
山元 勉君 関山 信之君
関山 信之君 山元 勉君

法務委員 辞任 補欠
奥野 誠亮君 村上誠一郎君
亀井 静香君 小林 興起君
熊谷 弘君 増田 敏男君
坂本三十次君 大島 理森君

小澤 克介君 元信 堯君
仙谷 由人君 筒井 信隆君
倉田 栄喜君 大野由利子君
大島 理森君 坂本三十次君
小林 興起君 亀井 静香君
増田 敏男君 熊谷 弘君
村上誠一郎君 奥野 誠亮君
筒井 信隆君 仙谷 由人君
元信 堯君 小澤 克介君
大野由利子君 倉田 栄喜君

大蔵委員 辞任 補欠
石原 伸晃君 松浦 昭君
菅 直人君 江田 五月君
江田 五月君 菅 直人君

厚生委員 辞任 補欠
竹村 幸雄君 左近 正男君
左近 正男君 竹村 幸雄君

農林水産委員

辞任 補欠
赤城 徳彦君 奥野 誠亮君
石破 茂君 亀井 静香君
内海 英男君 熊谷 弘君
金子原二郎君 坂本三十次君
鈴木 俊一君 齋藤 邦吉君
鳩山由紀夫君 田澤 吉郎君
保利 耕輔君 野呂田芳成君
星野 行男君 林 義郎君
松岡 利勝君 木部 佳昭君
御法川英文君 二階 俊博君
佐々木秀典君 小林 恒人君
奥野 誠亮君 赤城 徳彦君
亀井 静香君 石破 茂君
木部 佳昭君 松岡 利勝君
熊谷 弘君 内海 英男君
齋藤 邦吉君 鈴木 俊一君
坂本三十次君 金子原二郎君

労働委員 辞任 補欠
赤城 徳彦君 今津 寛君
齋藤 邦吉君 森 英介君
田澤 吉郎君 亀井 久興君
野呂田芳成君 野呂田芳成君
林 義郎君 山口 俊一君
平田辰一郎君 衛藤 晟君

運輸委員

辞任 補欠
衛藤 晟一君 小林 興起君
木部 佳昭君 上草 義輝君
二階 俊博君 井奥 貞雄君
古屋 圭司君 田辺 広雄君
赤松 広隆君 安田 修三君
小林 恒人君 佐々木秀典君
左近 正男君 竹村 幸雄君
関山 信之君 中沢 健次君
草川 昭三君 山口那津男君
竹村 幸雄君 吉田 和子君
井奥 貞雄君 二階 俊博君
上草 義輝君 木部 佳昭君
小林 興起君 衛藤 晟一君
田辺 広雄君 古屋 圭司君
佐々木秀典君 小林 恒人君
安田 修三君 関山 信之君
竹村 幸雄君 中沢 健次君
山口那津男君 吉田 和子君
吉田 和子君 左近 正男君
二階 俊博君 草川 昭三君

商工委員 辞任 補欠
安田 修三君 赤松 広隆君
安田 修三君 安田 修三君

労働委員 辞任 補欠
赤城 徳彦君 今津 寛君
齋藤 邦吉君 森 英介君
田澤 吉郎君 亀井 久興君
野呂田芳成君 野呂田芳成君
林 義郎君 山口 俊一君
平田辰一郎君 衛藤 晟君

平成四年五月二十六日 衆議院會議録第二十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

池端 清一君 沖田 正人君

今津 寛君 赤城 徳彦君

衛藤 晟一君 平田辰一郎君

亀井 久興君 田澤 吉郎君

福永 信彦君 林 義郎君

森 英介君 齋藤 邦吉君

山口 俊一君 野呂田芳成君

沖田 正人君 池端 清一君

安全保障委員

元信 堯君 小澤 克介君

小澤 克介君 元信 堯君

小澤 克介君 元信 堯君

議院運営委員

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

元信 堯君 小澤 克介君

平成四年四月十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

参議院議長 長田 裕二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

三 第二条の四の事業主が行うべき雇用管理

に關して、障害者である労働者の障害の種

類及び程度に応じ、その適正な実施を図る

ために必要な指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、障害者の雇

用の促進及びその職業の安定を図るため講

じようとする施策の基本となるべき事項

三 労働大臣は、障害者雇用対策基本方針を定

めるに当たっては、あらかじめ、障害者雇用

審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意

見を求めるとする。

四 労働大臣は、障害者雇用対策基本方針を定

めたときは、遅滞なく、その概要を公表しな

ければならない。

五 前二項の規定は、障害者雇用対策基本方針

の変更について準用する。

第十一条第一項中「第三十九条の十」を「第三

十九条の十一」に改め、「勤務する職員」の下に

「一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通

常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、か

つ、第十四条第一項の労働大臣の定める時間数

未満である常時勤務する職員を除く。」を加え

る。

第十四条第一項中「労働者(常時雇用する労働

者に限る。以下同じ。)」を「常時雇用する労働者

(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業

所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働

時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間

数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間

労働者」という。)を除く。以下単に「労働者」と

いう。)に改め、「第五項」の下に「及び第七十八

条の三」を加える。

第十八条各号列記以外の部分中「及び」を「並

び」に改め、「促進」の下に「及び継続を加え、

同条第二号中「次号」を「第一号の三」に改め、同

条中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次

に次の一号を加える。

二の二 身体障害者である労働者を雇用する

事業主に対して、身体障害者の雇を継続

するための設備の更新に要する費用に充て

るための助成金を支給すること。

第二十条第二項中「促進され」の下に「及び維

続され」を加える。

第三十九条の十三の見出し中「身体障害者及

び精神薄弱者」を「身体障害者等」に改め、同条

第一項中「身体障害者及び精神薄弱者以外の障

害者」を「障害者(身体障害者、精神薄弱者及び第

五条第一項の政令で定める障害者を除く。)」に

「及び第六号」を「の規定及び同条第六号」に

「掲げる業務に係る」を「に係る」に改め、同条第二

項中「及び第六号」を「の規定及び同条第六号」

に、「第三章第二節第三款」を「第二節第三款」

に、「第三十九条の十三第一項」を「第三十九条

の十六第一項」に改め、第三章第三節中同条を

第三十九条の十六とする。

第三十九条の十二の見出し中「精神薄弱者」の

下に「である労働者」を加え、同条第二項中「精

神薄弱者」の下に「である労働者」を加え、「及び

第六号(同条第二号から第四号までに係る部分

に限る。次項において同じ。)」を「の規定及び同

条第六号」に改め、同条第三項中「及び第六号」

を「の規定及び同条第六号」に、「第三章第二節

第三款」を「第二節第三款」に、「第三十九条の十

第二項」を「第三十九条の十三第二項」に改め、

同条を第三十九条の十三とし、同条の次に次の

二条を加える。

(重度精神薄弱者である短時間労働者に関する

特例)

第三十九条の十四 前節の規定は、重度精神薄

弱者である短時間労働者について準用する。

この場合において、第三十九条の九第二項中

「第三十九条の三」中「第十八条」とあるのは、

「第二十条第二項中「身体障害

者」とあるのは、「身体障害者又は精神薄弱者」

と、第三十九条の三」中「第十八条」とあるのは

「第三十九条の十四において準用する」と読み

替へる。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を

改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を

替えるものとする。

(第五條第一項の政令で定める障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九條の十五 第三十九條の十三第二項及び第三項の規定は、第五條第一項の政令で定める障害者について準用する。この場合において、第三十九條の十三第三項中「身体障害者又は精神薄弱者」とあるのは「身体障害者、精神薄弱者又は第五條第一項の政令で定める障害者」と、「第三十九條の十三第二項」とあるのは「第三十九條の十五において準用する第三十九條の十三第二項」と読み替へるものとする。

第三十九條の十一を第三十九條の十二とし、第三十九條の十を第三十九條の十一とする。

第三十九條の九中「前二節」を「第一節及び第二節」に改め、同条を第三十九條の十とする。第三章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 重度身体障害者である短時間労働者に関する特例

(重度身体障害者である短時間労働者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九條の九 政府は、重度身体障害者である短時間労働者に関しても、第十八條第二号から第四号までの規定及び同条第六号(同条第二号から第四号までに係る部分に限る。次項及び第三十九條の十三において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができらる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八條第二号から第四号までの規定及び同条第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十條、第二十六條、前節第三款、第五十九條第一項、第五十九條の二から第六十條の二まで、第六十四條から第六十四條の三まで、第六十四條の五及び第七十條の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)

を適用する。この場合において、第三十九條の三中「第十八條」とあるのは、「第三十九條の九第一項」とする。

第五十九條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 障害者の雇用に関する国際協力を行うこと。

第七十八條の二の次に次の一節を加える。

(障害者雇用推進者)

第七十八條の三 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第十四條第五項の労働省令で定める数以上であるときは、労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

一 障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務

二 第十四條第五項の規定による報告及び第八十條第一項の規定による届出を行う業務

三 第十五條第一項の規定による命令を受けるとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による報告を受けたときは、当該命令若しくは報告に係る国との連絡に関する業務又は同条第一項の計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務

第七十九條第一項中「次条」を「第八十條」に改め、同条の次に次の一節を加える。

(障害者である短時間労働者の待遇に関する措置)

第七十九條の二 事業主は、その雇用する障害者である短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対し、その有する能力に応じた適切な待遇を行うように努めなければならない。第二條 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 重度身体障害者である短時間労働者に関する特例(第三十九條の九)」を「第三節 重度身体障害者である短時間労働者等に関する特例(第三十九條の九―第三十九條の十二)」に、「第三十九條の十一―第三十九條の十六」を「第三十九條の十三―第三十九條の十九」に改める。

第十一條第一項中「この節及び第三十九條の十一において」を削り、「である常時勤務する職員の下に(以下「短時間勤務職員」という。))」を加える。

第三十九條の十六第二項中「第三十九條の十六第一項」を「第三十九條の十九第一項」に改め、第三章第四節中同条を第三十九條の十九とする。

第三十九條の十五中「第三十九條の十三第二項」を「第三十九條の十六第三項」に、「第三十九條の十五」を「第三十九條の十八」に改め、同条を第三十九條の十八とする。

第三十九條の十四の見出し中「短時間労働者」を「短時間労働者等」に改め、同条中「前節」を「重度身体障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者である短時間労働者に関する前節」に、「短時間労働者」を「短時間勤務職員及び重度精神薄弱者である短時間労働者」に、「第三十九條の九第二項」を「第三十九條の十二第四項」に、「第三十九條の十四」を「第三十九條の十七」に改め、同条を第三十九條の十七とする。

第三十九條の十三第三項中「第三十九條の十三第二項」を「第三十九條の十六第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一節を加える。

2 第十九條第三項及び第二十八條第三項において準用する第十五條第二項の規定の適用については、重度精神薄弱者である労働者は、

重度身体障害者である労働者とみなす。第三十九條の十三を第三十九條の十六とする。

第三十九條の十二第二項中「及び第十五條第一項」を削り、同項中「数」の下に「当該事業主が重度精神薄弱者である労働者を雇用しているときは、その一人をもつて同条第三項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなして算定した数」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一節を加える。

4 第十五條第一項の規定の適用については、精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者である労働者の数の算定については、精神薄弱者である労働者は、その一人をもつて一人(当該事業主が重度精神薄弱者である労働者を雇用しているときは、その一人をもつて同条第二項の政令で定める数)の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第三十九條の十一を第三十九條の十五とする。

第三十九條の十一中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一節を加える。

8 第十一條第二項の規定の適用については、重度精神薄弱者である職員は、重度身体障害者である職員とみなす。

第三十九條の十一を第三十九條の十四とする。

第三十九條の十中「第十一條第二項」及び「第十五條第二項(第十九條第三項、第二十七條第四項及び第二十八條第三項において準用する場合を含む。))」を削り、「並びに第二十七條第二項及び第三項」を、「第二十七條第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する第十五條第二項」に改め、同条を第三十九條の十三とする。

第三章第三節の節名中「短時間労働者」を「短時間労働者等」に改める。

第三十九条の九の見出し中「助成金の支給業務」を「納付金関係業務」に改め、同条第二項中「第三十九条の九第一項」を「第三十九条の十二第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三十九条の十二」を「第三十九条の十六」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第十九条第一項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第二十九條第三項、第二十八條第三項及び第二十九條第七項において準用する第十五條第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。

第二十八條第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五條第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第二十九條第三項の規定の適用については、同項中「及び身体障害者である労働者の数」とあるのは、「並びに身体障害者である労働者の数及び重度身体障害者である短時間労働者の数」とする。

第三十九條の八第一項及び第八十一條第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、重度身体障害者で

ある短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

第三章第三節中第三十九条の九を第三十九条の十二とし、同条の前に次の三条を加える。  
(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第三十九条の九 重度身体障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者である職員及び身体障害者である労働者に関する前二節（第十條、第十一條第二項、第十四條第二項から第四項まで、第十五條第二項（第十九條第三項、第二十七條第四項及び第二十八條第三項において準用する場合を含む。）、第十七條、第十九條第二項並びに第二十七條第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例)

第三十九条の十 第十一條第一項に規定する場合において、当該機関に重度身体障害者である短時間勤務職員が勤務するときに於ける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者である職員以外の職員に替えて当該重度身体障害者である短時間勤務職員の一人をもつて同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数に相当する数の身体障害者である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第十一條第一項の身体障害者の採用に關する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者である短時間勤務職員の採用は身体障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ

第十三條の規定の適用については、重度身体障害者である短時間勤務職員は、身体障害者である職員とみなす。  
(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)

第三十九条の十一 第十四條第一項の場合において、当該事業主が重度身体障害者である短時間労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者である労働者以外の労働者に替えて当該重度身体障害者である短時間労働者の一人をもつて同条第三項の政令で定める数に相当する数の身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第十四條第五項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

3 第十四條の二第二項の規定の適用については、同項（同項第二号を除く。）中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。

4 第十五條第一項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 事業主は、第十五條第一項の身体障害者の雇入れに關する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者である短時間労働者の雇入れは身体障害者である労働者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は

は実施をすることができる。

6 第十五條第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。  
第七十九條第一項中「である労働者」の下に「（重度身体障害者又は重度精神薄弱者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十條において同じ。）」を加える。

第八十五條中「十萬元」を「二十萬元」に改め、附則第三條第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第三十九條の十二第一項の労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。  
附則第三條に次の三項を加える。

8 第三項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度精神薄弱者である労働者は、その一人をもつて、第十九條第三項において準用する第十五條第二項の政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

9 第六項の規定は、重度精神薄弱者である短時間労働者について準用する。

10 第四項において準用する第十五條第三項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同条第三項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度精神薄弱者である短時間労働者」とする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに次条及び附則第三條の規定は、平成五年四月一日から施行する。



(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日から前条ただし書に定める日の前日までの間に第二条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(附則第五条において「旧法」という。第十五条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日においてその雇用する身体障害者(第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。))第二条第二号に規定する身体障害者をいう。以下この条において同じ。))である労働者(新法第十四条第一項に規定する労働者をいう。以下この条において同じ。))の数(当該数の算定に当たっては、重度身体障害者(新法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この条において同じ。))である労働者はその一人をもって新法第十五条第二項の政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものと、重度身体障害者(新法第十四条第一項に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。))はその一人をもって新法第十五条第二項の政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。))に精神薄弱者(新法第二条第四号に規定する精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。))である労働者の数(当該数の算定に当たっては、重度精神薄弱者(新法第二条第五号に規定する重度精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。))である労働者はその一人をもって新法第十五条第二項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である短時間労働者はその一人をもって同項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。))を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であつた事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

(身体障害者雇用納付金、身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)

第三条 平成四年度以前年度の身体障害者雇用納付金の徴収並びに身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第二条の規定により附則第一条ただし書に定める日にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。))に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の四中「により、」の下に「障害者雇用対策基本方針について意見を述べ、及び」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十二号の二を第四十二号の三とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

第五十一条中「基づいて、」の下に「障害者雇用対策基本方針を策定し、及び」を加える。

あつた事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

(身体障害者雇用納付金、身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)

第三条 平成四年度以前年度の身体障害者雇用納付金の徴収並びに身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第二条の規定により附則第一条ただし書に定める日にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。))に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の四中「により、」の下に「障害者雇用対策基本方針について意見を述べ、及び」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十二号の二を第四十二号の三とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

第五十一条中「基づいて、」の下に「障害者雇用対策基本方針を策定し、及び」を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、障害者の雇用に關する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定するとともに、重度身体障害者である短時間労働者等に対する雇用義務等及び納付金関係業務の適用についての特例を定める等障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化等を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に關する施策の基本となるべき障害者雇用対策基本方針を策定するものとする

2 身体障害者雇用状況報告義務が生じる数以上の労働者を雇用する事業主は、障害者の雇用を推進する責任者を選任するように努めなければならないものとする

3 身体障害者雇用納付金制度における助成金の支給業務を拡充し、身体障害者の雇用の継続を図ることを目的とする助成金支給の業務を加えるものとする

4 重度身体障害者である短時間労働者についても、雇用率制度等の適用対象とするものとする

5 雇用率制度等の適用に当たり、重度精神薄弱者は、重度身体障害者と同様に取り扱ふものとする

6 適応訓練の対象となる種類の精神障害者についても、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務の対象とするものとする

7 この法律は、平成四年七月一日から施行する

るものとする。ただし、4及び5の雇用率制度等の適用(助成金の支給業務に係る部分を除く。))については、平成五年四月一日から施行するものとする

二 議案の可決理由

障害者の雇用に關する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、総合的な障害者雇用対策を推進するとともに、障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化等を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成四年五月二十二日

労働委員長 川崎 寛治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進とその職業の安定を図るため、次の事項の実現に努めるべきである。

一 障害者雇用対策基本方針については、労使及び障害者団体の意見を十分尊重して実効ある内容を定めるとともに、適宜その実施状況について検討を加えること。

二 未達成企業名の公表制度を前提とした指導を強化して雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

三 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における障害の種類及び程度に応じたきめ細かな職業リハビリテーションサービスの一層の充実強化を図るほか、技術革新の進展等に対応して、職域開発の推進、除外率制度の適正運用等に努めること。

平成四年五月二十六日 衆議院會議録第二十七号

四 重度障害者の範囲について、職業生活における援助の必要性という観点から実情に即したもとなるよう、見直しに努めること。

五 第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成等重度障害者の雇用の場の確保に努めるとともに、通勤事情等に対処するため、公共基盤の整備を含めた諸施策の推進に努めること。

また、障害者の雇用の安定を図るため、助成金の活用等により事業主の努力を促すとともに、就職後の定着指導に努めること。

六 精神薄弱者の雇用の促進等を図るため、能力開発等条件整備対策を引き続き推進し、雇用率制度の在り方の検討も含め、施策の充実強化に努めること。また、助成金の活用、きめ細かな職業相談等により、精神障害者の雇用の促進等に努めること。

七 障害者雇用に関する国際協力の推進に当たっては、相手国の実情に配慮しつつ、実効あるものとなるよう努めること。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右  
国会に提出する。  
平成四年三月二十四日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一

労働省設置法第十條第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

労働省設置法第十條第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

別紙

名 称	位 置
横浜公共職業安定所鶴屋町出張所	横浜市
神戸公共職業安定所三田出張所	三田市
灘公共職業安定所三宮出張所	神戸市
福岡中央公共職業安定所天神出張所	福岡市
久留米公共職業安定所大川出張所	大川市

理由

労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所を設置する必要があるため、その設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した。右報告する。

平成四年五月二十二日

労働委員長 川崎 寛治  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

刑事補償法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
平成四年三月六日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
第四條第一項中「九千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同條第三項中「二千五百円」を「三千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づき抑留又は拘禁による補償の額の算定基準となる日額の上限等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 無罪等の裁判を受けた者が、未決の抑留若しくは拘禁又は自由刑の執行等による身体

自由の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を九千四百円から一万二千五百円に引き上げること。

2 死刑の執行を受けた者が、再審等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことよって生じた財産上の損失額が証明された場合にその損失額に加算する補償金の最高額を、いずれも二千五百万円から三千万円に引き上げること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づき抑留又は拘禁による補償の額の算定基準となる日額の上限等を引き上げようとするもので、その措置は妥当なものと認められる。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。  
平成四年五月二十二日  
法務委員長 浜田卓二郎  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

少年の保護事件に係る補償に關する法律案

少年の保護事件に係る補償に關する法律案  
国会に提出する。  
平成四年三月六日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一

(趣旨)

第一条 この法律は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二章に定める少年の保護事件(以下「保護事件」という。)に關する手続において同法第三條第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由(以下「審判事由」という。)の存在が認められるに至らなかつた少年等に對し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。



(補償の要件)

第二条 少年法第三章に規定する保護事件を終結させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分を付さない旨の判断がされた場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に次いで掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に對し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。

一 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置(同法第十七条の第二項又は第二十六条の二の規定による措置を含む。)(又は同法第二十四条第一項第三号の保護処分少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十一条第四項、第五項若しくは第七項の規定による措置又は犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)第四十三條第一項若しくは第二項の規定による措置を含む。)(に基づく身体の自由の拘束並びに犯罪者予防更生法の規定による引致及び留置

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による逮捕、拘留及び勾引、同法第六十七條第一項(少年法第十四條第二項において準用する場合を含む。)(又は刑事訴訟法第二百二十四條第二項の規定による留置並びに刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第二十六條に規定する外国がした抑留又は拘禁  
2 審判事由の存在が認められないことにより少年法第二十七條の二第一項の規定による保護処分の取消しの決定があった場合において、当該決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由の拘束又は同法第二十四條の二の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

(補償をしないことができる場合)

第三条 次の各号のいづれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部をしないことができる。  
一 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自由を申し、その他審判事由があることの証拠を作ることにより、身体の自由の拘束を受け、又は没取を受けるに至ったと認められるとき。

二 数個の審判事由のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであったとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかつたとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があつたと認められるとき。  
三 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき。

(補償の内容)  
第四条 身体の自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に應じて、刑事補償法第四條第一項に定める一日当たりの割合の範囲内で、相当と認められる額の補償金を交付する。  
2 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時價に等しい額の補償金を交付する。

(補償に関する決定)  
第五条 補償の要否及び補償の内容についての判断は、第二条に規定する決定をした家庭裁判所が、決定をもって行う。  
2 前項の補償に関する決定は、第二条に規定する決定をした日から三十日以内に行うように努めなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項の補償に関する決定の告知をした日から十四日以内に本人からその変更をすべき旨の申出があつた場合において、相

当と認めるときは、決定をもって、これを変更することができる。  
(特別関係者に対する補償)  
第六条 前条第一項の補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合において、その特別関係者(本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)(子、父母、祖父若しくは兄弟姉妹であつて本人の死亡の当時本人と生計を同じくしていたもの又はこれらの者以外の者であつて第二条に規定する決定の当時本人の保護者(少年法第二條第二項に規定する者をいう。)(であつたものをいう。以下同じ。))から申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、前条第一項の家庭裁判所の決定により、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる。

2 前項の場合において、二人以上の特別関係者に補償をするときは、これを等分する。ただし、等分することが相当でないとき認められる特別の事情があるときは、これと異なる配分を定めることができる。  
3 第一項の申出は、本人が死亡した日から六十日以内に行われなければならない。  
(調査)  
第七条 家庭裁判所は、補償に関する決定をするに当たっては、必要な調査を行い、又は家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。この場合における家庭裁判所の調査については、少年法第十四條、第十六條、第三十條及び第三十條の二の規定を準用する。

(補償の払渡し)  
第八条 補償金の払渡し及び没取に係る物の返付(以下「補償の払渡し」という。)(は、第五條第一項又は第六條第一項の決定をした家庭裁判所が行う。

第九條 刑事補償法第五條の規定はこの法律による補償と他の法律による損害賠償との関係について、同法第二十二條の規定は補償の払渡しについて、刑事訴訟法第五十五條第一項及び第三項の規定はこの法律に定める期間の計算について準用する。  
(最高裁判所の規則)  
第十条 この法律に定めるもののほか、決定の告知及び補償の払渡しの方法その他補償の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日等)  
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に第二条に規定する決定があつた保護事件に係る身体の自由の拘束又は没取については適用する。  
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法等の一部改正)  
2 次に掲げる法律の規定中「昭和二十五年法律第一号」の下に「又は少年の保護事件に係る補償に關する法律(平成四年法律第 号)」を加え、「刑事訴訟法による抑留又は拘禁」を「刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に關する法律第二條第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束」に改める。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)第二十條  
二 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第五十一号)第十二條

理由

少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に該当する事由の存在が認められるに至らなかつた場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償をするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少年が罪を犯した疑いがあること等を理由としてその身体の自由を拘束され、家庭裁判所における少年の保護事件に関する手続により非行が認められないとして不処分等の決定を受けた場合において、身体の自由の拘束等が少年にとつて理由のない不利益を与えたこととなることと否定し難いところから、刑事手続におけると同様、不利益を受けた少年に対し補償を行う制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決定又は保護処分取消決定等を受けた少年等が、当該非行に関して身体の自由の拘束又は没取を受けた場合に、補償を受けること。
- 2 本人が審判を誤らせる目的で虚偽の自白をしたこと等により身体の自由の拘束が行われた場合等には、補償の全部又は一部をしなないことができること。
- 3 身体の自由の拘束による補償については、一定の金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付することとし、没取による補償については、没取した物の返付等を行うこと。
- 4 補償に関する決定及び補償の払渡しは、審判不開始決定等をした家庭裁判所が行うこと。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案及び同報告書 商工業の振興に関する法律案及び同報告書

5 補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合においても、本人の配偶者、子、父母等が本人と生計を同じくしていたもの等に補償をすることができること。

二 議案の可決理由

本案は、少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に該当する事由の存在が認められるに至らなかつた場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償をするための措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認められる。よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成四年五月二十二日

法務委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案

右 国会に提出する。

平成四年三月十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 活用行事の実施等(第三条・第七条)
- 第三章 民間団体による活用行事等の支援に関する事業の推進(第八条・第十一条)
- 第四章 指定認定機関(第十二条・第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条・第三十条)
- 第六章 罰則(第三十一条・第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域の特色を生かした観光の多様化による国民及び外国人観光客の観光の魅力の増進に資するとともに、消費生活等の変化に対応するための地域の特性に即した特定地域商工業の活性化に資することにかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措置を講ずることにより、観光及び特定地域商工業の振興を図り、もつてゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域伝統芸能等」とは、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習をいう。

2 この法律において「活用行事」とは、観光及び特定地域商工業の振興を目的として実施される行事であつて、地域伝統芸能等の実演、地域伝統芸能等に用いられる衣服、器具等の展示その他の方法により、地域伝統芸能等をその主題として活用するもののうち、国内観光及び国際観光並びに特定地域商工業の振興に相当程度寄与すると認められるものをいう。

3 この法律において「特定事業等」とは、地域伝統芸能等の実演等に係る人材の確保、地域伝統芸能に係る実演等を行うための施設の確保、地域伝統芸能等に用いられる物品の確保、活用製品、宣伝、観光旅行者及び顧客の利便の増進等に関する事業又は措置であつて活用行事に係るもののうち、活用行事の確実かつ効果的な実施を図るため、活用行事に関連して実施されるものをいう。

ものをいう。

4 この法律において「特定地域商工業」とは、活用行事が実施される市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域における小売業、当該小売業に対し商品を取引する卸売業であつて当該活用行事が実施される都道府県の区域におけるもの並びに当該活用行事に係る地域伝統芸能等に用いられる衣服、器具その他の物品及び当該地域伝統芸能等に係る活用製品の製造業であつて当該活用行事が実施される都道府県の区域におけるものをいう。

5 この法律において「活用製品」とは、地域伝統芸能等の特徴又は地域伝統芸能等に用いられる衣服、器具その他の物品の特徴を活用して機能及び効用を高めた製品をいう。

第二章 活用行事の実施等 (基本方針)

第三条 運輸大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、文部大臣及び自治大臣(以下「主務大臣」という。)は、活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な事項
  - 二 活用行事の実施に関する事項
  - 三 特定事業等の実施に関する事項
  - 四 文化財である地域伝統芸能等の保存に関する事項、農山漁村の活性化に関する施策との連携に関する事項その他活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する重要事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協

- 5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (基本計画)
- 第四条 都道府県は、当該都道府県における活行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該都道府県における活行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針
  - 二 活行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項
  - 三 活行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項
  - 四 特定事業等に関する基本的な事項
  - 五 活行事において活用される地域伝統芸能等のうち文化財であるものの保存に関する事項
  - 六 農山漁村の活性化に関する施策との連携に関する事項
  - 七 その他活行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する事項
- 3 基本計画は、基本方針に即するものでなければならない。
- 4 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを變更しようとするときは、主務大臣に協議しなければならない。
- 5 都道府県は、前項の規定により主務大臣に協議しようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。
- 6 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- (通訳案内業法の特例)
- 第五条 地域伝統芸能等通訳案内業(基本計画に基づき実施される活行事(以下「計画活行事」という。))に関する通訳案内業法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内業であつて、当該計画活行事の実施期間内に限り、当該計画活行事が実施される市町村の区域において営まれるものをいう。以下同じ。)を営もうとする者は、計画活行事ごとに、運輸大臣の認定を受けることができる。
- 2 運輸大臣は、前項の認定の申請者が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 伝統的な芸能及び風俗慣習一般に関し十分な知識を有していること。
  - 二 認定の申請に係る地域伝統芸能等に関し十分な知識を有していること。
  - 三 地域伝統芸能等に関する通訳案内をするために必要な外国語の能力を有していること。
- 3 運輸大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第一項の認定をしないものとする。
  - 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 精神病又は伝染性の疾病にかかつている者
- 3 通訳案内業法第十四条第一項第三号又は第四号の規定により同法第三条の免許を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
- 4 第五項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第十四条第一項第三号又は第四号の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
- 4 第一項の認定を受けた者は、通訳案内業法第三条の規定にかかわらず、当該認定に係る地域伝統芸能等通訳案内業を営むことができる。
- 5 前項の規定により地域伝統芸能等通訳案内業

を営む者についての次の表の上欄に掲げる通訳案内業法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条(見出しを含む。)、第十二条見出し及び第一項、第十三条第三号	免許証	認定証
第九条、第十二条から第十四条まで	通訳案内業者	地域伝統芸能等通訳案内業者
第九条、第十四条	都道府県知事	運輸大臣
第十四条見出し	免許	認定
第十四条第一項	その免許	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第五条第一項の認定
第十五条、第十九条第二項	通訳案内業者	通訳案内業者(地域伝統芸能等通訳案内業者を営む者を含む。)
第十七条第二号	通訳案内業	地域伝統芸能等通訳案内業
第六条第一項	不正受験者	不正な認定申請者
第六条見出し	第三條の試験に合格しよ	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(以下「地域伝統芸能等活用法」という。))第五条第一項の認定を受けよう
第六條第二項	その試験	その認定の手續
第六條第二項	その合格	その認定
第六條第二項	試験を受けさせない	地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定をしない
第七條見出しを含む。、第十一條	免許証	認定証
第七條	都道府県知事	運輸大臣
第七條	第三條の免許を与えた	地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定をした
第十一條見出し	免許の申請	認定

第十一条

第三条から前条まで

地域伝統芸能等活用法第五条第五項の規定により読み替えて適用する通訳案内法第九条並びに地域伝統芸能等活用法第五条第六項において準用する通訳案内法第六条第一項及び第二項並びに第七条

免許の申請、第三条の試験

地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定

(中小企業信用保険法の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の第二項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の第三項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証(同法第三条第一項、第三条の第二項又は第三条の第三項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定事業

等(以下「計画特定事業等」という。))のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして通商産業省令で定める事業を行う者としてその住所を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六條第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証(以下「地域伝統芸能等関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	地域伝統芸能等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保

險、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあっては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。  
3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

險関係であつて、地域伝統芸能等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。  
(国等の援助等)  
第七条 国及び地方公共団体は、計画活用行事及び計画特定事業等(以下「計画活用行事等」という。))の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。  
3 前二項に定めるもののほか、主務大臣、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 民間団体による活用行事等の支援  
第三條 民間団体による活用行事等の支援(支援事業実施機関の指定)  
第八条 主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、活用行事等支援事業実施機関(以下「支援事業実施機関」という。)として指定することができる。  
(事業)

第九条 支援事業実施機関は、次に掲げる事業を行うものとする。  
一 計画活用行事等の実施に関する情報を収集すること。  
二 計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に資するため、その実施主体に対し前号の情報

を提供すること。  
三 計画活用行事等の実施に関し必要な助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。  
四 国際観光振興会が行う外国人観光旅客の来訪の促進及びその接遇の向上に関する業務の効率的な実施に資するため、国際観光振興会に対し第一号の情報を提供すること。  
五 活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する催しを実施し、並びに調査、研究及び広報を行うこと。  
(改善命令)

第十条 主務大臣は、支援事業実施機関の前条に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援事業実施機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(指定の取消し)  
第十一条 主務大臣は、支援事業実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第四章 指定認定機関  
第十二條 指定認定機関(指定認定機関の指定等)  
第十二條 運輸大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。))に、第五条第一項の認定の実施に関する事務(同条第五項の規定により読み替えて適用する通訳案内法第十四条並びに第五条第六項において準用する同法第六条第一項及び第二項の規定による事務を除く。以下「認定事務」という。))の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、認定事務を行おうとする者の申請により行う。  
3 運輸大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関が行う認定事務を行わないものとする。  
4 指定認定機関が認定事務を行う場合における第五条第五項の規定により読み替えて適用する通訳案内法第九条及び第五条第六項において

るものとする。

準用する同法第七条の規定の適用については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。

5 指定認定機関は、認定事務の実施に関し、第五條第六項において準用する通関案内業法第六條第一項に規定する運輸大臣の職権を行うことができる。

(指定の基準)  
第十三條 運輸大臣は、他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、前條第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、認定事務の実施の方法その他の事項についての認定事務の実施に関する計画が認定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の認定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。  
三 認定事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定事務が不公正になるおそれがないこと。

2 運輸大臣は、前條第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。  
一 民法第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。  
二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。  
三 第二十三條第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。  
四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。  
イ 第二号に該当する者  
ロ 第十六條第三項の規定による命令により

解任され、その解任の日から二年を経過しない者  
(指定の公示等)  
第十四條 運輸大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定認定機関が行う認定事務の範囲、認定事務を行う事務所所在地並びに認定事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定事務を行う事務所所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。  
3 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。  
(認定員)  
第十五條 指定認定機関は、認定事務を行う場合において、第五條第二項各号の知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、運輸省令で定める要件を備える者(以下「認定員」という。)に行わせなければならない。  
(役員等の選任及び解任)  
第十六條 認定事務に従事する指定認定機関の役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。  
3 運輸大臣は、指定認定機関の役員又は認定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第十八條第一項の認定事務規程に違反したとき、又は認定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員又は認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)  
第十七條 指定認定機関の役員若しくは職員(認定員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、認定事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。  
2 認定事務に従事する指定認定機関の役員及び職員(認定員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。  
(認定事務規程)  
第十八條 指定認定機関は、運輸省令で定める認定事務の実施に関する事項について認定事務規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした認定事務規程が認定事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定認定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。  
(事業計画等)  
第十九條 指定認定機関は、毎事業年度、認定事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度、認定事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。  
(帳簿の備付け等)  
第二十條 指定認定機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに認定事務に関する事項を運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。  
(監督命令)  
第二十一條 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、認定事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(認定事務の休廃止)  
第二十二條 指定認定機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、認定事務の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。  
2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十三條 運輸大臣は、指定認定機関が第十三條第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。  
2 運輸大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 この章の規定に違反したとき。  
二 第十三條第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。  
三 第十六條第三項、第十八條第二項又は第二十一條の規定による命令に違反したとき。  
四 第十八條第一項の規定により認可を受けた認定事務規程によらないう認定事務を行ったとき。  
五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により認定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。  
(運輸大臣による認定事務の実施)  
第二十四條 運輸大臣は、指定認定機関が第二十二條第一項の規定により認定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前條第二項の規定により指定認定機関に対し認定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十二條第三項の規定にかかわらず、認定事務の全部又は一

部分を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十二條第三項の規定にかかわらず、認定事務の全部又は一

部分を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十二條第三項の規定にかかわらず、認定事務の全部又は一

部分を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十二條第三項の規定にかかわらず、認定事務の全部又は一

部を自ら行うものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により認定事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている認定事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により認定事務を行うこととし、第二十二條第一項の規定により認定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、支援事業実施機関に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、支援事業実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定事務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第二十六条 第五条第一項の認定又は第五条第五項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第九条の規定による認定証の再交付若しくは書換えを受けようとする者は、実費を勘案して

運輸省令で定める額の手数料を国(指定認定機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

2 前項の規定により指定認定機関が行う認定事務に係る処分又はその不作為については、運輸大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(経過措置)

第二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

2 運輸大臣は、第二十三條第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(命令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
一 第十七條第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者  
二 指定認定機関が第二十三條第二項の規定に

よる認定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定認定機関の役員又は職員

第三十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。  
二 第二十二條第一項の規定に違反して認定事務の全部を廃止したとき。  
三 第二十五條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十三条 第二十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした支援事業実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

第二条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條中「第百二號を第百三號とし、第九十九號から第百一號までを一號ずつ繰り下げ、第九十八號の次に次の一號を加える。」

九十九 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理

すること。  
第十三條中「第百一號まで」を「第百三號まで」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條中「八十七號の二の次に次の一號を加える。」

八十七の三 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。  
第三條の二第一項第二十一號の次に次の一號を加える。

二十一の二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第一項第十四號の六の次に次の一號を加える。  
十四の六の二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は必要な処分をすること。

(自治省設置法の一部改正)  
第五條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第四條第四号の前に次の一號を加える。  
三の七 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五條第四号の前に次の一號を加える。  
三の七 地域伝統芸能等を活用した行事の実



施による観光及び特定地域商工業の振興に  
関する法律に基づき、基本方針を定めるこ  
と。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第  
二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十八号の二の次に次の一号を加え  
る。

三十八の三 地域伝統芸能等を活用した行事  
の実施による観光及び特定地域商工業の振  
興に関する法律(平成四年法律第 号)  
の施行に関する事。

理由

地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域  
の特色を生かした観光の多様化による観光の魅力  
の増進及び地域の特性に即した特定地域商工業の  
活性化に資するものであることにかんがみ、当該  
行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措  
置を講ずることにより、観光及び特定地域商工業  
の振興を図る必要がある。これが、この法律案を  
提出する理由である。

地域伝統芸能等を活用した行事の実施によ  
る観光及び特定地域商工業の振興に関する  
法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域伝統芸能等を活用した行事の実  
施が、地域の特色を生かした観光の多様化によ  
る国民及び外国人観光客の観光の魅力の増進  
に資するとともに、消費生活等の変化に対応す  
るための地域の特性に即した特定地域商工業  
の活性化に資することにかんがみ、当該行事の  
確実かつ効果的な実施を支援するための措置を  
講ずることにより、観光及び特定地域商工業の  
振興を図り、もってゆとりのある国民生活及び  
地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域  
社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際

相互理解の増進に寄与しようとするものであ  
り、その主な内容は次のとおりである。

1 運輸大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、  
文部大臣及び自治大臣(以下「主務大臣」とい  
う。)は、地域伝統芸能等をその主題として活  
用した活用行事の実施による観光及び特定地  
域商工業の振興、活用行事の実施、活用行事  
を確実かつ効果的に行うための特定事業等の  
実施等について基本方針を定めるものとする。

2 都道府県は、活用行事の実施による観光及  
び特定地域商工業の振興に関する基本的な方  
針、活用行事の実施主体、実施内容等につい  
て基本計画を定めることができることとする  
とともに、その際主務大臣に協議しなければ  
ならないものとする。

3 基本計画の実施のための支援措置を次のよ  
うに定めるものとする。

(一) 外国人観光客の誘致を積極的に進める観  
点から通訳案内業の特例を設け、運輸大  
臣の認定を受けた者は、地域伝統芸能等に  
ついての通訳案内業を営むことができるこ  
ととする。

(二) 活用行事に係る施設の円滑な整備、地域  
伝統芸能等を活用した製品の開発・生産等  
を進める観点から中小企業信用保険法の特  
例を設けることとする。

(三) 国及び地方公共団体は、活用行事及び特  
定事業等の実施主体に対し、必要な助言、  
指導その他の援助に努めなければならない  
ものとするとともに、地方債について特別  
の配慮をすることとする。

(四) 主務大臣は、指定した法人に、活用行事  
及び特定事業等の実施に関する情報の収集  
及び提供並びに資金の支給その他の援助等  
を行わせることとする。

4 運輸大臣は、地域伝統芸能等についての通  
訳案内業を営む者に係る認定の実施に関する

事務を指定認定機関に行わせることができる  
ものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を  
超えない範囲内において政令で定める日から  
施行するものとする。

6 その他所要の規定の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、地域伝統芸能等を活用した行事の実  
施が、地域の特色を生かした観光の多様化によ  
る観光の魅力の増進及び地域の特性に即した特  
定地域商工業の活性化に資するものであること  
にかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施  
を支援するための措置を講ずることにより、観  
光及び特定地域商工業の振興を図る必要のため  
の措置として妥当なものと認め、これを可決す  
べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

平成四年五月二十二日  
運輸委員長 久間 章生  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)  
地域伝統芸能等を活用した行事の実施によ  
る観光及び特定地域商工業の振興に関する  
法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について  
配慮すべきである。

一 本法の施行により、地域伝統芸能等の本質が  
損なわれることがないよう配慮すること。

二 支援事業実施機関の指定に当たっては、その  
数を含め、慎重に対応すること。また、行事等  
の実施の支援に必要な機関による援助、指導、  
資金の支給等については、その適正な運用に努  
めるとともに、地方自治体等の自主性を損なわ  
ないよう機関を指導すること。

三 本法第七条の国等の援助等を行うに当たって

は、特定宗教色の強い行事等を対象とすること  
のないよう配慮するとともに、その趣旨を地方  
公共団体に徹底すること。

四 基本計画の策定に当たっては、関係者の意見  
が十分反映されるようにするとともに、活用行  
事の実施主体が公共性を有するものとなるよう  
都道府県を指導すること。

五 活用行事の実施による観光の振興を図るに当  
たっては、自然景観、伝統的建造物等の観光  
資源との調和に配慮すること。

六 活用行事の実施による特定地域商工業の振興  
を図るに当たっては、既存の商工業の振興施策  
との有機的な調整・総合に努めること。

七 活用行事の実施に当たっては、交通渋滞、地  
域の環境悪化等をもたらさないよう配慮するこ  
と。

八 関係省庁は、本法に基づく施策が円滑かつ効  
果的に実施されるよう相互の協力に万全を期す  
ること。

官 報 (号 外)

平成四年五月二十六日 衆議院會議録第二十七号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局

電話

03  
(3587)  
4302

定価

本号一部  
三三三円  
(税別)